

札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年6月24日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹

札幌市教育委員会規則第 4 号

札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則

札幌市立幼稚園園則（昭和42年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（定員） 第2条 幼稚園の幼児の定員は、別表1のとおりとする。	（定員） 第2条 幼稚園の幼児の定員は、別表1のとおりとする。 <u>ただ</u>

(入園時期)

第10条 幼児の入園時期は4月とする。ただし、欠員のある場合は、随時入園させることができる。

別表1

名称	定員		
	3歳の幼児	4歳の幼児	5歳の幼児
札幌市立中央幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立白楊幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立きくすい もとまち幼稚園	20人	35人	35人

し、3歳の幼児について園長が特に必要があると認めるときは、4歳の幼児の定員を超えず、かつ、教育に支障のない範囲内で定員を超えて入園させることができる。

(入園時期)

第10条 幼児の入園時期は4月とする。ただし、欠員のある場合又は第2条ただし書の規定により入園させる場合は、随時入園させることができる。

別表1

名称	定員		
	3歳の幼児	4歳の幼児	5歳の幼児
札幌市立中央幼稚園	20人	30人	30人
札幌市立白楊幼稚園	20人	30人	30人
札幌市立きくすい もとまち幼稚園	20人	30人	30人

札幌市立かっこう 幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立はまなす 幼稚園	20人	35人	35人

備考 (略)

札幌市立かっこう 幼稚園	20人	30人	30人
札幌市立はまなす 幼稚園	20人	30人	30人

備考 (略)

附 則

- この規則は、令和9年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日から令和10年3月31日までの間は、改正後の別表1の規定中

「

5歳の幼児
30人
30人
30人
30人

とあるのは

「

5歳の幼児
35人
35人
35人
35人

とする。

30人

」

35人

」